第四千二百三十五号

平成 (水曜日) 十二月七日 (水曜日)

公共測量の実施...... 告 示

(監

理

課 :

目

次

青森県情報システム強靱性向上に係る機器等賃貸借契約に

公

告

大規模小売店舗の変更の届出...... 係る一般競争入札......

右

同

(システム課)

:

(商工政策課) ...

同 <u>.</u>

껃

示

青森県告示第七百六十二号

量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

測量の種類

(

公

青森県情報システム強靭性向上に係る機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十八年十二月七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入

札説明書のとおりとする。

青森県情報システム強靱性向上に係る機器等 一式

賃貸借期間

係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除 平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで (ただし、この契約に

することがある。

Ξ 納入期限及び設置場所 人札説明書による。

兀 入札に参加する者に必要な資格

い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

2 参加資格)の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号 (物品等の競争 資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号 (物品等の競争入札 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号 (物品等の競争入札参加

公共測量 (三級基準点測量、三級水準測量)

Ξ 測量の期間

平成二十八年八月三十一日から平成二十九年一月三十一日まで

兀 測量の地域

八戸市大字河原木~八戸市大字尻内町地内 (馬淵川沿い)

告

(

るソフトウエア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。 入札参加資格) の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係

- 3 ていない者であること 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、 知事の指名停止の措置を受け
- 4 されていることを証明した者であること。 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 関係資料を添えて、青森県企画政策部情報システム課長に提出し、審査を受けな いて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) に 応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければな ければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、 四に定める資格を有することにつ +
- 2 いものとする。 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができな
- 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知す

提出期限

4

平成二十八年十二月二十八日 午後五時

5 提出場所

青森市長島一丁目一の

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四

提出部数 — 部

入札書の提出場所等

青森市長島一丁目一の一 入札書の提出場所、 入札説明書の交付場所、 契約条項を示す場所及び問合せ先

電話 〇 七 七三四 九一六〇

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

2 入札書の提出期限

平成二十九年一月十六日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎北棟二階A会議室

平成二十九年一月十七日 午後四時三十分

七 入札保証金に関する事項

の規定により免除する。 青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百三十二条第一項第二

契約保証金に関する事項

八

号

入札説明書による。

契約書の取り交わしの時期

九

落札決定の日から七日以内

落札者の決定方法

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者 賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者

十一 その他 を落札者とする。

2 入札の無効

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当 消費税及び地方消費税に係る課税

契約金額

平成三十三年度の契約金額は落札価格に十一を乗じた額とする。 から平成三十二年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額とし、 落札価格をもって平成二十八年度の契約金額とする。 ただし、平成二十九年度

S
\Box
\leq
Z
\sum
$^{\prime}$
K

- bе Nature l e a s e а Д Ħ р q u a ntity 0 t h е рг Од ⊏ c t s t o
- (1)Compute S ys Ħ S Ф
- (2) products S pecific a t i o w i l l Б а Θ Ħ refe Q ⊏ a n r r e Д 0 0 а 0 t h ı d

planation

T_i m e l i m f o t e Ħ е

0

ű 0 0 р. Ħ. Ja Ħ \Box ary 16, 2 0 1 7

S Conta c t point for t h e notic

ω

y s t e m Management Section

Information S y s t e m s Divisi

o f

а

n d

C i

Department Aomori Prefectura Plannin Gov r nme Ħ Poli

Nagashima

Aomori City Aomori 0 ω 0 1 ∞ ΩI ~1

JAPAN

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年十二月七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(___)

大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前 変 更 後 年変 月 日更

外青森市大字新城字平岡一七四の一青森市大字新城字平岡一七四の一(仮称)マエダストア新城店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

むつ市小川町二丁目四の八

前田商事株式会社

代表取締役 前田知世

届出年月日

Ξ

平成二十八年十一月十五日

届出書の縦覧

兀

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2

期間

平成二十八年十二月七日から平成二十九年四月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 意見書を提出することができる。

提出期限

平成二十九年四月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、 日本語により記載すること。

章平 二 三 三

3

時間

平成二十八年十二月七日から平成二十九年四月七日まで

2

期間

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

五

届出書及び添付書類の縦覧 平成二十八年十一月十五日 兀

届出年月日

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十八年十二月七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

マエダストア新城店 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森市大字新城字平岡一七四の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

代表取締役 むつ市小川町二丁目四の八 前田知世

変更しようとする事項

青

るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模	X
置数出自駐 及入動車 び口車場 位ののの	分
図 _{(三} 面位か の置所 とは	変
お ` り届	更
) 出書 添付	前
図 _{(二} 面位か の置所 とは	変
l お `	更
(り) 届出書添付	後
三 元成 三 三	年変 月 日更

六 意見書の提出 午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成二十九年四月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

記載事項 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 一 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行